

近代化資金融資及び利子補給助成金交付要綱

公益社団法人岩手県トラック協会

平成27年 4月 1日制定

第1 < 目的 >

この融資及び利子補給制度はトラック運送事業の振興を図るため近代化・合理化の促進、輸送力の増強、従業員の福祉施設の整備を目的とした長期低利の資金融資及び利子補給助成金の交付について必要な事項を定めることを目的とする。

第2 < 対象者 >

資金の融資及び利子補給対象は、公益社団法人岩手県トラック協会（以下「岩ト協」という。）会員で入会から6ヵ月以上経過し且つ会費未納等のない事業者（以下「個別企業体」という。）、その共同体及びその持株会社（傘下の貨物自動車運送事業者にかかる資金調達を行う者に限る。）を対象とする。

第3 < 対象事業 >

融資対象事業については次のとおり定めるものとする。

- (1) トラックターミナル・配送センター等の物流施設の整備に要する資金
- (2) 福利厚生施設の整備に要する資金
- (3) 荷役機械・車両等の購入（代替を含む）及び車両の改造に要する資金

(注1) 融資対象となるのは、当該年度において設備導入及び投資される資金であり、投資時期は資金の支払時期で判断するものとする。

ただし、2ヵ年度にわたり一体的な整備が必要な不動産投資等については、翌年度までの資金も対象とする。

(注2) 自己資金等で設備代金を支払い済みの場合は対象としない。

ただし、推薦決定以前に支払いを行ったものであっても、当該年度に金融機関からのつなぎ融資又は割賦手形で必要資金を賄った場合で、本融資の資金が当該つなぎ融資の一括返済及び当該割賦手形の一括組戻しに充当されるものについては対象とする。

(注3) 対象事業に要する資金には設備本体及び消費税を含める事が出来る。

第4 < 融資業務の運営方法 >

- (1) 融資業務については、トラック運送事業の公平な振興を図るために、公益社団法人全日本トラック協会が株式会社商工組合中央金庫（以下「商工中金」という。）と契約を締結することにより実施する。
- (2) 岩ト協は毎月15日を申し込み締切日とし、個別企業体又は共同体等から融資申し込みを受理した場合は、事業計画の適格性等を検討し、妥当と判断されたもののうち融資枠の範囲内において推薦決定を行い、申込者に通知するものとする。
- (3) 岩ト協において融資推薦決定した場合は、所定の様式に基づいて商工中金に報告するものとする。
- (4) 融資を受けようとする者は、岩ト協の推薦決定通知書写しを添付し、商工中金に対し借入申し込みをするものとする。
- (5) 商工中金は、独自の立場で借入申し込み案件を審査し、その結果を岩ト協及び申込者に対し速やかに報告するものとする。

第5 < 融資条件 >

(1) 融資限度

融資限度については、トラック運送事業の公平な振興を図るとともに機会の均等を図ることを目的として次のとおり定めるものとする。

イ. 個別企業体の場合の最高限度額を5千万円とする。

ロ. 共同体の場合の最高限度額を5千万円とする。

(2) 再融資の制限

再度この融資制度の適用を受けようとする場合は、既往の借入金が当初の約定に基づき正常な形で償還が実行されている者に限り、最高限度額から既往の借入金残額を控除した範囲によるものとする。

なお、既往の申込みが融資実行前の場合は、本要綱に定める要件を満たしているものに限り、当該金額も最高限度額から控除するものとする。

(3) 融資の場合の利率

この制度による借入金に対する利率は、商工中金の所定レートによるものとする。

(4) 償還期間

この融資に係る償還期間は10年以内とし、車両は5年以内とする。

但し、融資対象物件の減価償却年数が前記償還期間未満の場合については、原則、法定耐用年数以内とする。

(5) 据置期間

償還金の据置期間は、償還期間のうち6ヵ月以内とする。

(6) 担保及び保証人

この融資を受ける者は、商工中金の定める担保及び保証人を必要とする。また岩ト協においては債務保証を行わないものとする。

第6 < 利子補給助成金交付の方法 >

この制度による融資については、資金運用益及び運輸事業振興助成交付金により次に定めるところにより、貸出期間1年以上の融資を対象に利子を補給するものとする。

(1) 利子補給率

毎年2月及び8月発表の商工中金の長期プライムレートに3分の1を乗じた利率（%の小数点第2位を四捨五入）を上期推薦分（4月～9月）と下期推薦分（10月～翌年3月迄）の利子補給率とする。

但し、長期プライムレートが大幅に変動した場合は、状況等を踏まえ、別途検討する。

(2) 助成金の支払い

利子補給率分にあたる助成金については、商工中金において発行される「利子補給金（一括）通知書」に基づき四半期ごとに商工中金へ直接支払うものとする。

（注1）令和8年度融資推薦分から（1）の利子補給率を適用し、それ以前の融資推薦分については推薦時の利子補給率を適用する。

（注2）融資利率が利子補給率を下回る場合は、融資利率と同率とする。

第7 < 延滞利息の支払責任 >

元金及び利息等の支払が遅延することによって発生する延滞利息の支払責任は、次のとおり定めるものとする。

- (1) 元金の償還については、商工中金の借入金約定により借入者が負担するものとする。
- (2) 岩ト協が利子補給によって支払うべき利息が、遅延することによって発生する利息は、借入者が負担する利息の延滞分を含めて、岩ト協が支払の責任を負うものとする。
- (3) 借入者の都合により遅延した場合における岩ト協の利子補給額を含めた延滞利息については、借入者が支払責任を負うものとする。

第8 < 利子補給の制約 >

- (1) 借入者（転貸方式により借入れた事業者を含む）が正常な取引を維持することが困難（例えば、銀行取引の停止、倒産、破産、営業権の譲渡、協会員の資格を失ったとき及び正常な会員の義務を果たさない場合等）であると判断されるときは、岩ト協は利子補給を打ち切るものとする。
- (2) 借入者（転貸方式により借入れた事業者を含む）が正当な事由がなく推薦決定を受けた事業計画と異なるものに転用した場合、利子補給を打ち切ると同時に、既往の利子補給分の返還を求めるものとする。

- (3) その他、本要綱の趣旨に照らし利子補給を継続することが適当でないと岩ト協が判断した場合、これを打ち切る。

また、岩ト協は次の各号のいずれかに該当するときは、既往の利子補給分の全部もしくは一部の返還を命じることができる。

イ. この要綱その他岩ト協が定める事項に違反したとき

ロ. 虚偽その他不正な手段により利子補給金の交付を受けたとき

第9 < その他 >

この要綱に定めのあるもののほか、その運用に関し必要がある場合には、別に定めるところによる。

- (1) 融資に係る一連の書式
- (2) 低公害車及び省エネ関連機器導入に係る融資及び利子補給助成金交付要綱
- (3) ポスト新長期規制適合車両導入に係る融資及び利子補給助成金交付要綱

附 則

この要綱は、「近代化基金運営要領」を資金設置に係る事項と融資及び利子補給助成金交付に係る事項に分離・整理したことにより制定したものである。

【 沿 革 】

平成27年	4月	1日	制定
平成29年	4月	1日	改定
令和 3年	4月	1日	改定
令和 5年	4月	1日	改定
令和 8年	4月	1日	改定